

開催期日 令和元年 8 月 1 9 日

開催場所 中島村役場分庁舎2階会議室

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和元年8月19日 午後1時30分  
閉 会 令和元年8月19日 午後2時30分  
場 所 中島村役場分庁舎2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
～5号

協議事項 農地法事務のオーダーメイド方式による権限移譲に  
ついて

そ の 他

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名（出欠者名 別紙のとおり）

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 近 藤 修

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、只今から令和元年第8回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

改めましてこんにちは。第8回の中島村農業委員会の総会のご案内申し上げたところ、本日は2番推進委員の鈴木和宏さんから欠席の連絡がございました。皆様方におかれましては大変お忙しい中、また暑い中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。連日連夜暑いですね。今日は30度くらいですが、連日34～5度でしたね。特に施設園芸をされている方は御苦労されていると。また、先ほど会議前ですか、皆さんとちょっとお話ししていたんですが、トマトのハウスの中なんて50度を超えるそうで、まさに蒸し風呂のようなところでお仕事をされているようでご苦労さまでございます。先ほど八代推進委員さんの親族の方も熱中症になったと聞きました。こんな暑い状況での作業ですので、皆さんどうか体にだけは気をつけてください。

さて、今日は議案が5件でございまして、協議事項が1件ございます。どうぞ慎重審議よろしくお願い申し上げまして、大変粗辞ではございますが挨拶と代えさせて頂きます。本日は本当にご苦労様でございます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。これより3の議事録署名人の選出からは議事進行

を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出について、5番水野谷一男委員、1番宮本直人委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号から議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

続いて、審議に入る前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定により、4番鈴木一男委員の除斥を求めた。

—— 鈴木委員退席。暫時休議 ——

議 長

議事の再開を宣し、議案第1号から議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号から議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第24号から議案第5号受付番号第28号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第1号受付番号第24号から議案第5号受付番号第28号の案件につきまして、8月8日、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても8月8日に確認を致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、周辺の農地への影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番天倉光喜農業委員

議案第1号受付番号第24号から議案第5号受付番号第28号の案件につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また芳賀推進委員と同様に現地についても8月8日に確認を致しましたが問題は無く、借り手は認定農家であり、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

5番大木推進委員

貸借期間の始期が9月1日ですが、何か理由があるんですか。9月からでは作付は出来ず、稲刈りですよ。

議 長

どうですか。その辺のところ事務局は把握していますか。

事務局

お答えします。今回申請された農地ですが、今までは相対で貸借していた農地と聞いています。従いまして、申請上の始期は9月1日ですが、従来通り今年も借り手が作付しております。正式に書面として利用権設定を設けるため今回の申請に至ったと借り手より伺っております。

5番大木推進委員

わかりました。貸し手が稲刈りが出来なくて、借り手に貸したのかと思いました。

2番小林均委員

貸借期間が5年ということだが、令和1年9月から令和4年8月と記載されている。これでは3年ではないか。

事務局

大変失礼致しました。記載誤りでございます。正しくは令和6年8月までの5年間ですので修正をお願い致します。

議 長

その他、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号から議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4番鈴木一男委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 鈴木委員着席。暫時休議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、4番鈴木一男委員に、議案第1号から議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、原案のとおり可決承認された旨告知した。

議 長

以上を以て全議案審議終了につき、協議事項に入る旨を宣した。

事務局

協議事項として、農地法事務のオーダーメイド方式による権限移譲について議案書に従い朗読説明し内容の検討をお願いした。

議 長

質問等ないか諮ったところ。

議 長

30 a 未満の農地転用について市町村農業委員会で許可できるという権限移譲のようです。30 a を超える転用の場合は従来通り県の権限のままですね。私は県の常設審議委員で会議に出席するんですが、先ほど事務局より説明がありました営農型発電関係等のいわゆる太陽光事業関連なんですが、よく議案に上がります。そういった申請等は従来通り県の許可になるようです。一応簡素化されるという事ですかね、事務局その辺どうですか。

事務局

そうですね、規制緩和という言葉が相応しいかわかりませんが、少なくとも申請者からすると大分早く許可されるようにはなります。また、すぐ権限移譲を受けるというわけではなく、賛成いただいた場合は、令和2年度からの権限移譲を目指して事務を進めていく事になります。

議 長

その他、異議等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、協議事項農地法事務のオーダーメイド方式による権限移譲については、中島村農業委員会として異議ない旨を宣した。

以上をもって、全議案審議終了につき、その他に入る旨を宣した。

事務局

事務局より説明。

一点目 来月の農業委員会総会の日程は9月17日（火）

二点目 9月6日の農協での研修について説明。人数が少ないので各自で行ってもらう。

三点目 今年度の遊休農地調査お疲れ様でした。暑い中本当にありがとうございました。終わっていない方も暑い日は無理せずをお願いします。

議 長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和 元 年 8 月 1 9 日 午後 2 時 3 0 分

議決事項及び賛否の数

議案第 1 号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について		
	原案のとおり可決	賛成 6 名	反対 0 名
議案第 2 号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について		
	原案のとおり可決	賛成 6 名	反対 0 名
議案第 3 号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について		
	原案のとおり可決	賛成 6 名	反対 0 名
議案第 4 号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について		
	原案のとおり可決	賛成 6 名	反対 0 名
議案第 5 号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について		
	原案のとおり可決	賛成 6 名	反対 0 名